

川越農林振興センター建設工事請負等業者選定飯能委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 川越農林振興センター（林業部）が執行する建設工事等の請負業者の選定及び農林部土木工事請負等指名業者選定委員会への内申及び一般競争入札に当たる審査を行うため、川越農林振興センター建設工事請負等業者選定飯能委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、工事・委託等の発注に際し指名する建設工事請負等業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 委員会は、一般競争入札の執行にあたり、必要な事項を審査する。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	所長
副委員長	副所長
委員	管理部長
	治山・森林管理道担当部長（G L）
	林業支援担当部長（G L）
	森林保全・森林循環・木材利用推進担当部長（G L）

(定足数)

第4条 委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

(運営)

第5条 委員長は、委員会を総括し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員会は、委員長が必要と認めるときに開催するものとする。

3 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(決定)

第6条 第2条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、所長が決定する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会の内容又は職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(議事録の作成)

第8条 委員会の議事録は委員会終了後速やかに作成するものとし、入札が行われた日の属する年度を含めて5年間公開する。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、林業部（飯能庁舎）で行う。ただし、委員会に付する案件の説明資料等は所掌する担当において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。